

〈博士前期課程〉修士論文等審査基準

会計学研究科

名古屋経済大学大学院・会計学研究科の博士前期課程における修士論文およびリサーチ・ペーパーの審査基準について、以下を定める。

1 修士論文およびリサーチ・ペーパーの提出申請資格等

修士論文およびリサーチ・ペーパーの提出申請資格等は、次の各号とする。

- (1) 修士論文の場合の提出申請資格者は、研究指導教授の下で十分な研究指導を受け、かつ所定の単位を取得していること。
- (2) リサーチ・ペーパーの場合は、研究指導教授が、学生の研究進捗状態を勘案して、合計2本のリサーチ・ペーパーの提出の可否および提出時期を適宜判断すること。

2 修士論文の審査方法

修士論文の審査方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 修士論文審査は、主査1名および副査2名以上の体制による論文審査委員会の合議で行う。
- (2) 論文審査委員会は、次条に掲げる下記の評価項目を満たすかどうか検討し、最終口頭試問を経た上で、修士論文としての合否を判定する。

3 修士論文の評価項目

修士論文の評価項目は、次の各号とする。

- (1) テーマおよびその内容が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的・社会的な意義を意識していること。

- (2) 先行研究をある程度織り込み、関連する分野の総合的理解がされていると認められること。
- (3) 研究課題の解決のために援用あるいは提案された、理論・調査、資料収集とそのデータ分析などの研究方法が、適切かつ効果的に用いられていること。
- (4) 修士論文としての体裁が整っていること。文献や図表等の引用先が明らかにされていること。
- (5) 文字数は、40,000 字以上であること。

4 リサーチ・ペーパーの審査方法

リサーチ・ペーパーの審査方法は、次の各号によるものとする。

- (1) リサーチ・ペーパーの審査は、原則として研究指導教授が行う。必要に応じて、副査の支援を求めることができる。
- (2) 研究指導教授等は、次条に掲げる下記の評価項目を満たすかどうか検討し、合否を判定する。

5 リサーチ・ペーパーの評価項目

リサーチ・ペーパーの評価項目は、次の各号の項目とする。

- (1) テーマおよびその内容が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的・社会的な意義を意識していること。
- (2) 研究課題の解決のために援用あるいは提案された、理論・調査、資料収集とそのデータ分析などの研究方法が、適切かつ効果的に用いられていること。
- (3) 論文としての体裁が整っていること。引用文献等や図表の引用先が明らかにされていること。
- (4) リサーチ・ペーパーは、2本提出することとし、それぞれの文字数は、10,000 字以上であること。

以上

〈課程博士用〉博士論文審査基準

2020年1月22日

会計学研究科

名古屋経済大学大学院・会計学研究科の博士後期課程は、研究指導を中心とした「会計学特別研究」12単位のほか、経営・経済分野など隣接社会科学を含めた講義科目8単位も必要であり、合計20単位を修得しなければならない単位制度を採っている。したがって、指導教授の研究指導だけに偏らない集団指導体制を敷いているところに特色がある。

なお、論文博士の場合は、別に内規を定めている。

1 博士論文申請の受理資格

課程博士の学生が博士論文を申請するには、次の要件を要するものとする。

- (1) 研究指導教授の下で十分な研究指導を受け、かつ上記前文の単位を取得していること。
- (2) 前項の要件に加え、論文提出資格として、本大学機関誌あるいはこれに準ずる学術誌等に掲載された公刊論文が1本以上またはテーマに関連する学会報告が1回以上ある者とする。
- (3) その他、本研究科委員会において業績等を勘案し実績を認められた者は、(2)を満たした者と看做す。

2 審査方法

論文審査の方法は、次の各号によるものとする。

- (3) 論文審査は、主査1名および副査2名以上の体制による論文審査委員会の合議で行う。必要に応じて、本研究科の専任教員以外の者に副査を依頼することができる。
- (4) 論文審査委員会は、次条に掲げる下記の評価項目を満たすかどうか検討し、最終口頭試問を経た上で、博士論文としての合否を判定する。

3 評価項目

論文審査に当たり、審査委員会は、次の各号が満たされているかどうか、審査するものとする。

- (1) テーマおよびその内容が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的・社会的・実務的な意義を有すると認められること。
- (2) 先行研究の包括的な理解を織り込み、関連する分野を含む資料や文献が網羅され、自身による的確な評価が行われていること。また、論旨を展開する上で適切に言及されていること。
- (3) 研究課題の解決のために援用あるいは提案された、理論・調査、資料収集とそのデータ分析などの研究方法が、研究倫理を遵守した上で、適切かつ効果的に用いられていること。
- (4) 論証方法や論旨が適切に構成され、実証的かつ論理的に緻密に展開されていること。
- (5) 導き出された論旨や結論が、当該分野において、高度な専門性に基づく、新規性、独自性をもった新たな学術的貢献や、高い有用性のある示唆に富む内容となっていること。
- (6) 博士論文としての体裁が整っていること。文献等や図表の引用先が明らかにされていること。

4 論文査読者の留意事項

上記の評価項目に基づき論文を検討するに際して、論文審査委員会委員（査読者）は、前条評価項目に関連して、とくに次の点を重要な視点として留意するものとする。なお、口頭試問に際しては、テーマに関連する専門的知識を十分に有しているかどうかの視点も加え試験を実施する。

- (1) テーマおよび論文内容が、高い独創性・独自性を有していること。
- (2) 国際比較、実証研究、実態調査などの研究手法を用いた論文となっていること。
- (3) 文献・資料を博士後期課程のレベルで収集・調査し、かつ批判的に分析されていること。

以上